

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號一第 卷六十四第

行發日一月一年三十和昭

## 新年特別號

- 資本主義と戦争 ..... 文學博士 高田保馬
- 絶對國家 ..... 經濟學博士 作田莊一
- 農地自治管理論 ..... 經濟學博士 八木芳之助
- ナチス主義と經濟的自己責任の原則 ..... 經濟學士 中川與之助
- 工場内住居施設に就いて ..... 經濟學士 大塚一朗
- シュモラーの國民經濟學方法論 ..... 經濟學士 白杉庄一郎
- 重農派租稅論の基礎問題 ..... 經濟學士 島 恭 彦
- 國際收支均衡の理論 ..... 經濟學士 松 井 清
- 近代地代理論について ..... 經濟學士 山岡亮一
- 投資乘數の理論 ..... 經濟學士 飯田藤次
- 國際收支策としての輸入統制 ..... 經濟學博士 谷口吉彦
- 共同體の人間學的考察 ..... 經濟學博士 石川興二
- 新着外國經濟雜誌主要論題

(禁 轉 載)

# 工場内住居施設に就いて

大塚 一朗

今日、諸國の企業的工場では其の従業労働者の爲に、工場主の經濟的責任を以て社宅、寄宿舎等々種々なる住居施設を行つてゐる場合が少くない。以下に於いては、一般に住居の状態が工場労働者の生活上如何なる意義を持つかについて先づ第一に考察しついでこれを縁にして工場内住居施設の目的に關する検討を行はうと思ふ。

## 一 序 説

住居關係的財要は衣食に對する財要と共に人間生活上の諸財要中にて必要力度が最も大なるものに屬し、畢竟基本的生活手段の一である。<sup>1)</sup> 然るに曉闇に家を出で、夜に至つて歸るといふ仕方の生活を送るところの工場労働者達は從來とかくに住居の不良状態を餘り問題視しなかつたのだがこれも一面では無理からぬ事柄である。それといふのも素々彼等には住居の状態が生活上に占める眞義を覺るに至る程、生活上の餘裕が無かつたからであるといふヘルクナーの見解<sup>2)</sup>には首肯せらるべき點がある。しかし、何としても一般に人間生活従つて又工場労働者達の生活に於ける住居關係の意義は甚だ重大で、衛生保健關係に道德的關係に及び經濟關係に等生活上の各般の方面に現はれるこれが影響力の強さには看過し難いものが存してゐる。<sup>3)</sup>

工場内住居施設に就いて

第四十六卷

六一

第一號

六一

- 1) Bigelow, H. F., Family Finance, 1936, p. 217.
- 2) Herkner, H., Die Arbeiterfrage, 1921. S. 47.
- 3) Zimmerman, C. and Frampton, M. E., Family and Society, a Study of Sociology of Reconstruction, 1935, p. 529.

## 二 住居の状態と保健衛生

十九世紀前半の英國都市に於ける下級勞働者間に起つた各種惡質疾病の戰慄すべき蔓延の事實を彼等の住居状態が不良性なるに歸因せしめてゐるエンゲルスの記述は既に周知のことである。<sup>1)</sup>尤もエンゲルスは其の際住居状態以外に彼等の生活内容の各方面が同時に又そこで結びついて作用してゐる關係を無視してゐる譯ではない。實際吾々が社會的健康状態を觀察してそこに人口論的、自然的、社會的諸契機の牽聯的影響を看過するならば、無論それは偏見に墮した見方になる。だから、嘗てベツクがロンドン、ベルリン、パリ、ウイン等諸都市間にて一戸家屋當りの住民數と死亡率との間の比例的系列を示した調査の結果を根據にして直ちに死亡に及ぼす群居状態の影響を特性づけてゐるのは、充分に正確な認識であるといへないのである。しかし、それでも彼の指摘によつて住居の状態が死亡に及ぼす影響の認識につき早く注目すべき示唆が與へられたといふ點、これは其の功績として認めらるべきだらう。ともかくも住居の状態の不良性が健康に惡影響を及ぼすといふ事實自體は今日殆んど總べての醫事官吏がこれを指摘してゐるところである。<sup>3)</sup>

健康に惡影響を及ぼす不良住居の要因は、主として光線殊に日光の不足、濕氣過多、密集群居、便所設備の缺陷、蚊蠅等害蟲防備の缺陷等である。<sup>4)</sup>工場勞働者達の所得が一般に極めて乏しいものである結果、其の住居關係が彼等の自助的處置のみに任されてゐる場合、その住居状態には殆んど必然的に上述の如き諸要因が附著してきて不健康性のもになり易いのである。

- 1) Engels, F., Die Lage der Arbeitenden Klasse in England, 7 Aufl., 1921, S. 100 ff.
- 2) Beck, Die Wohnungs Frage mit besonderer Berücksichtigung der Manheimer Verhältnisse, 1897, S. 14. (zitiert nach wöschler, F. O., Die Fabriksiedlungen, 1928, S. 6.)
- 3) Silverman, H. A., The Economics of Social Problems, 1925, p. 352.

### 三 住居の状態と道德性

住居の状態は又住民の道德性に特殊の規定を與へる傾向を持つてゐる。尤も此の場合でも住居の状態だけが遊離して作用する譯でないことは明かである。しかし、人が若し今日の大都市に於ける零碎所得者階層の集團的に群居する特殊地帯に一步視察の足を踏み入れて見るならば、直ちにそこに於いて不良なる住居状態がそれ自體として危険なる道德的悪影響を持つことにつき有力な實證的資料を擲むことが出来るだらう。それについて歐洲都市に於ける労働者群居地帯を視察した結果の一記述例をここに引用して見やう。

『臺所附き二た間の住居に多勢の家族が住んでゐて汚れた部屋に身動きも出来ない有様になつてゐる。其の様子を詳しく述べる必要はないと思ふが、次のことだけをおきたい。此の家族には抑も清潔と汚穢との何たるか分つてゐない。娘は素性の知れない五人目の子供を腹に持つてゐる。……家長は強く飲酒遊に溺没してゐる。兩親、子供達、孫達が總て此の狭い部屋の中で一所に暮してゐる。住居の内部状態は恐ろしきばかりである。汚いとも何とも、總てはお話の外である。』……『皆が皆迄その有様ではなからうと抗辯する人があるかも知れない。正に其の通りで、幸なことに、其の状態のものは比較的数が少い。しかし住居の習慣が甚しき密集状態の爲にかくまで悪化してゐなかつたなら此の様な事例も一層減少してゐたことであらう。たとへどんなに清潔の習慣を持つてゐる主婦であつても、多勢の家族の要求に應じきれなくなれば自然に其の熱心も醒めざるを得ないだらう。同時に家庭の中には不和、不快が立てこめて、其の結果面白からぬ家庭内の状態から逃避しやうとの願望も惹起されやうといふものである。兩親も子供達も健康な家族感を失つて仕舞つて、益々家庭の外に其の満足をたづねるやうになる。』<sup>1)</sup> <sup>2)</sup>

(註) 大正年間末期大阪市にて密住地區居住者の生活状態に關する調査が行はれたが、それによれば、調査區域に於ける一戸當り家屋の敷地は大凡各十坪内外で空地は二坪内外になつてゐる。そして一戸内に一室乃至二室の構造になつてゐるものが大半を占めており、而も一戸内同居所帯一乃至二を有するものが約半分で、一戸内居住人員は約七人である。なほこれら地區の居住者は大部分が工業労働者である。<sup>2)</sup>

4) Bossard, J. H., Social Change and Social Problems, 1934. p. 361.

1) Wöschler, F. O., a. a. O. S. 5.

2) 大阪市社會部、密住地區居住者の労働と生活、大正14年参照、

かくて終日の激烈な労働から歸り來る一家の主人は平和と快適とが影を隠した家を棄て、外に出で、居酒屋に入り浸つて辛うじて偽き慰安を求めるといふ悪弊も生れて來るし、家族成員は涯しなき不和紛争の慣習状態の中に陥つて行くことになり易い。<sup>(註)</sup>

(註) ① 下賤のものは居酒屋に行き貴きものはクラブに行く②

節制、平和、純潔、秩序等々の各種美德がかゝる家庭生活の中で順調に生長することは甚だ困難である。<sup>5)</sup> 就中以上の如き家庭内に於ける不良の環境が、其の子弟の道徳性に及ぼす影響に恐るべきものあるといふことは特に注目を要するところである。

上述せるところは家庭生活をなす場合の住居状態の缺陷が、零碎所得者階層従つて又工場労働者達の道徳性に及ぼすべき悪影響に關係した事柄であるが、更に此の他に、家庭を離れて獨身生活を送る労働者の住居状態の缺陷が其の道徳性に及ぼす弊害的影響のことも併せてここに注意しなければならぬ。

獨身の青年男女労働者に對しては早くから諸國に工場直轄のもの乃至は宗教慈善公益等諸團體の手によつて寄宿舎 (Boardinghouse, Bachelors' Hall, Iedigenheim) と稱せられる特別の獨身生活者宿舎が設けられてゐるが、それと共に又一方では當該工場主以外の一般私人が營業として營む獨身者宿舎即ち所謂營業下宿なるものが古くから存してゐる。後者のものは前者のものと異つて宿泊者に對し一般に嚴重な取締規則といふものを持たず、そこでは彼等の恣意的生活が許されてゐるので、とかく青年男女の獨身労働者は寄宿舎を嫌つて營業下宿を好む傾向があるといはれてゐる。<sup>6)</sup>

3) Schmoller, G., Zur Sozial- und Gewerbepolitik der Gegenwart, 1890, S. 347.

4) Engels, F., The Housing Question, (1st Ed. 1887 in London), p. 49.

5) Elster, L., H. W. d. S. W., Ergänzungsband, 1929. S. 1114 ff. Wohnungsfrage und Wohnungswesen.

6) Mangold, G. B., Organization for Social Welfare, 1934. p. 366.

今日我國の紡績工場では大部分の従業労働者が寄宿舎に收容されてゐるが、初期時代には寄宿舎以外に下宿に止宿してゐる者の數も亦少くなかつた。明治三十四年に關西十六紡績工場について行はれた農商務省工務課の調査によれば、其の従業労働者の住居關係状態は第一表<sup>7)</sup>に見る如くである。

(第一表)

	男 女 別		計	百分比
	男 工	女 工		
寄 宿 舎	一八	一〇、六九三	一〇、七一	三九
指 定 下 宿	一、二九三	七五四	二、〇四七	八
通 勤 者	三、一九二	七、〇一六	一〇、二〇八	三七
社 宅 在 住 者	一、五二一	二、七四二	四、二六三	一六
計	六、〇二四	二一、二〇五	二七、二二九	一〇〇

右に所謂下宿に於ける労働者の生活状態について同じ調査記録が述べてゐるところを引用して見やう。

『指定下宿トハ工場ノ附近ニアル下宿屋ニシテ會社ノ承認ヲ得テ職工ヲ寄宿セシムル所ナリ。中ニハ會社所有ノ建物ヲ貸與シ下宿業ヲ營マシムルモノアリ。此ノ指定下宿ノ主人ハ多クハ先ニ述べタル處ノ職工募集人ニシテ同時ニ職工ノ身元保證人タルモノトス。又指定下宿ニ非ルモ一工場ノ職工ノミヲ下宿セシムルモノアリ。此種ノ下宿屋ニ於テハ男工モ女工モ寄宿セシムルモノニシテ工場主ノ監督ハ實際毫モ行届カズ指定下宿ノ主人ハ工場ニ對シテ職工監督ノ責任ヲ負ヘルモノ、如シ。而シテ此ノ下宿ニ於テハ六疊八疊ノ室ニ十數人ノ職工群居セルモノアリ。殊ニ在來ノ普通民家ヲ以テ下宿屋トナシタルモノニアツテハ通風採光極メテ不完全ナル物置二階ニ於テ十數人ノ男女ヲ同室ニ起臥セシメ風紀其他ニ關シ弊害ノ甚シキモノアリ。』<sup>8)</sup>

人はここに、家庭生活から離れて獨身生活を送る工場労働者の住居關係の缺陷が彼等の道德生活を蝕んでこれに恐るべき悪影響を與へる事情を語るところの一事例を見るであらう。獨身生活をなす工場労働者は又右の事例の如き集團的形態にて居住するのみでなく、更に他人の家庭に同居的に生活して所謂素人下宿内の生活をなす

7) 農商務省商工局、綿絲紡績職工事情、明治36年、(昭和11年復寫)、177頁、  
8) 農商務省商工局、前掲、178頁、

場合もある。此の場合にも工場労働者の道德性の破壊に導かれる危険が大きい。其の事情については夙に詳細な點に至るまで注意深き著眼がなされてゐる。<sup>9)</sup>

#### 四 労働者家計に於ける住居

シュワーベの法則 (Schwäbisches Gesetz) は個人の家計生活に於いて、所得の弱小化に逆比的關係を以て住居家賃の占める割合が益々重きをなす、と立言してゐる。其の後の實證的諸研究は右の立言が國を異にし傳統的事情を異にする場合に於いて無條件的には妥當しないことを明かにした。<sup>1)</sup> しかし、此の法則が低額所得者階層の家計に於て家賃費の占める意義が甚だ重大であることを指摘してゐるだけに關する眞理性は少くともこれを認めなければならぬ。

それでは家賃費は現今工業労働者階層の家計支出に於いて凡そ如何なる位置を占めてゐるものであらうか。一九二九年にデトロイト市フォード自動車工場従業員職工中にて最低賃銀稼得者層に屬し妻及び十六歳以下の兒女二人乃至三人を持つ者 (年所得一、五〇〇乃至一、八〇〇弗にして平均額は一、七二二弗になる) の家計支出百例に就て調査が行はれた。<sup>2)</sup> 此の調査對象は無論デトロイト市居住の労働者家族乃至はフォード工場従業員職工の家計支出の代表的形態を意味するものではない。況や又右の調査結果から米國労働者一般の家計支出に就て直接に何等かの確乎たる斷言的結論を引出すことは出来ないのである。ただそれが世界の最高賃銀國の一たる米國の代表的大工場に於ける最低賃銀層の家計支出であることに特別の意義を認めてこれを取上げ、それと有力産業國中の最

9) Herkner, H., a. a. O. S. 48.

1) 宮田喜代藏氏、シュワーベの法則 (岩波經濟學辭典 Ⅲ 卷、1329頁) 參照、

2) Internationales Arbeitsamt, Beitrag zur Frage der internationalen Gegenüberstellung der Lebenshaltungskosten, 1933, S. 212 ff.

低賃銀國たる我國勞働者階層の家計支出例とを對照して、兩者夫々の上に於ける家賃費の意義を窺つて見やうと思ふのである。

ここにとり擧げられる我國勞働者階層の家計支出例は昭和九—一〇年に於いて行はれた内閣統計局家計調査に現はれたものである。此の場合の調査對象に於ける各要素は大部分のものが工業勞働者の家計支出で、他に一部分交通勞働者の家計支出を含むのである。對象内所帶數は一、〇八二箇にして家族成員平均數は四、二五人又其の年平均所得は一、〇三九・九二圓である。<sup>3)</sup>

(第二表)

需要方向別	フード工場 一九二九年	統計局家計調査 一九三四/三五年
飲食物費	三二・三%	三八・一九%
被服費	一一・二%	一一・九二%
家賃費	二二・六%	一二・五九%
光熱費	六・〇%	四・七八%
家具什器及設備費	五・一%	二・六三%
其他雜費	二一・八%	二九・八九%
合計	一〇〇・—	一〇〇・—
平均家族員數	四・五	四・二五
平均年所得	一、七一二弗	一、〇三九・九二

工場内住居施設に就いて

第二表は右に述べた二つの調査例に於ける家計支出内譯百分率關係を對照したものである。

右の表によつて日米双方の場合の家計支出の内譯を對照して見れば、家賃費の家計總體に占める意義の比較關係は恰もシュワ一ベの法則に主張されるところと逆になつてゐる。しかし、これについては吾々は先づ此の對照が互に國情を異にしてゐる環境内の二つの場合に關係したものであることを思はねばならぬ。そこには傳統に制約された顯著なる生活需要方向の構造的差異が兩者の間に存してゐること、並に建築經濟關係上の特殊性が同時に作用してゐること

3) 内閣統計局、家計調査報告、昭和11年、32頁以下参照、



とに注意を拂はなければならぬ。我國の傳統は歐米のそれに比較して生活様式上一般に住居關係の意義を遙に輕視して來たのである。しかし、ここで右の日米勞働者生活費對照表を掲げた眞意はシュワールベ法則の妥當性を實證的に吟味せんことにあつたのではない。それはただ、國情を異にする二つの場合のいづれに於いても、勞働者生活の家計經濟的構造上に住居費要素の意義が甚だ重きを占めるものであることを明かにしやうとしたのである。即ちフオード工場關係の事例に於いては家賃費が家計費總體中二割二分餘に當たり、又我國の如く一般に住居施設を輕視する環境に於ても勞働者の家計費總體中一割三分弱は家賃費に占められてゐることが分かる。右の考察に關聯して、前世紀末葉に行はれた獨逸都市内勞働者家賃費に關する一調査例を見れば年所得が六〇〇馬克乃至一二〇〇馬克なる階級に就き家賃費に充當される所得分は一八六八年に一八・七七%、一八七四年に二〇・九〇%、一八八二年に二三・五一%、一八九二年に二四・七一%になつており、其の意義は年代の進むに従つて益々重大化して來てゐることを示してゐる。これは又先に對照的にとり擧げた二つの例とは國も時代も異つてゐるものであるが、住居關係の家計經濟的意義が工業勞働者の生活内容上に占める重要性を示唆するに併せて役立つと思ふのである。

## 五 工場内住居施設の起源

今日内外の諸工業國では工場主の手によつて特に其の從業勞働者に對する各種形態の工場内住居施設が廣く行はれてゐる。工業生産發展の過程の上でかゝる施設が現はれて來たのは抑も何時頃からのことであらうか。資本

主義的工場工業の發達の沿革が最も古い英國に於ける事情が此の際先づ第一に問題になる。エンゲルスによれば、英國では地方の大工場がそれに密接した地域に於いて工場建設と同時に従業労働者の爲の住居家屋を建設することが十九世紀の頭初から通常の事例になつてゐたといふことである<sup>1)</sup>。資本主義的大工業國としては其の工業生産の發達過程に特殊の沿革を持つ北米合衆國に於いて、工場内住居施設の起源はといへば、同國労働統計局の見解ではそれが合衆國の工業起源と共に古いといふ<sup>2)</sup>。蓋し、合衆國では植民的工業家が先驅者となつて水利のある地方に工業地帯を開拓したものであつて、其の際工場の建設と同時に住居施設が始められた譯である。フランスでも新工場地帯の開拓と時代を同くして十九世紀の三十年前後から工場内住居施設の顯著なる事例が現はれてゐる<sup>3)</sup>。我國は資本主義的工業國として其の發達の沿革は無論前記諸國のそれより大いに新しく、民有工場工業の發達が其の緒については漸く明治二十年（一八八七年）前後のことに屬してゐる。従つて工場内の住居施設が發達したのも其の起源は前記諸國の場合より後れてゐる。それでも、就中早い頃から大規模の民有工場として發達を見た紡績業に於いては、其の中心地方を成してゐた大阪地方で既に明治三十年前後に各種の工場内住居施設が相當に普及してゐるのを見る<sup>4)</sup>。

以上を以て見れば、現在に各大工業國に存してゐる種々の工場内住居施設が夫々の國にて起つて來た起源は決して昨今のことでないことが譯るのである。しかし又それかといつて工業生産關係上で經營の主體が自ら特に其の従業労働者の爲に何等かの形態の住居施設を持つことを重要視するやうになつたのは、決して際限なき古くからのことではない。大體にいへばそれは諸國を通じて十九世紀以後のことである。即ち其の起源は工業生産が大

1) Engels, F., Ibid., p. 60.

2) U. S. Bureau of Labor Statistics, Bulletin No. 263, 1920. p. 7.

3) Schriften des Vereins für Socialpolitik, C XIV. 1905. S.221.

4) 大阪市役所編纂、明治大正大阪市史、第2卷、昭和10年、1006頁以下、

規模の工場制度にその代表的經營形態を見出してからのことであり、又それと殆んど同じ時代を劃してゐる。次に引用するジンツハイマーの語は右の立言を一層確實ならしむべき傍證として役立つと思ふ。『勞働者住居の問題は十九世紀をそれより以前の他の世紀と區別せしむる特徴點の一つである。』<sup>5)</sup>

## 六 經營關係上の變化と勞働者住居の問題

經營關係の方面より見れば、一般的にいって工業生産状態は十九世紀初頭以來從來のものと比較して著しく變化して來てゐる。其の變化の第一點は經營形態に於いて現はれ、工場制度 (Fabricsystem) が支配的形態になつて來たといふことである。第二點は經營立地に於いて現はれ、工場は傳統的な工業生産地であつた舊都會地以外、更に續々田舎地方にも新設されるやうになつて來た。右の二つの現象の中で後者は發生論的には或る程度まで前者に附隨する派生的結果であつた。しかし又見方を變へれば後者の事情に援けられて前者の事情が完成されたいふことも出来る。國々の間で其の工業の近代的發展に時間的先後關係はあるけれども、十九世紀になつて以後に工業生産の状態が前に見た如き經營關係上の變化を示したといふことについて大體皆事情を一にしてゐる。

工業生産が工場制度的經營形態をとるやうになれば、勞働關係を繞る變化として、第一に大量の從業勞働者を一定の生産場所に向つて集中的に準備せねばならぬ必要が起つて來る。先づ從來の舊都會地方に大規模の工場が相次ぎ設立されるに及んで、都會への大量的勞働需要が急激に起つて來た。かくて十九世紀以來各工業國に前後して共通的に現はれた新現象は、田舎地方其の他から (合衆國に於いては外國から) 都會地に向つて動くところ

5) Sinzheimer, L., Die Arbeiterwohnungsfrage, 1902. S. 11.

の大規模なる住民移住の流れが現はれたといふことである。とにかく、工場制生産が発達して益々大量の従業労働者を各箇經營に向つて集中せしめる必要が生じたに伴れて、都會地では工場を繞る新たな問題として工場労働者住居難の現象を生じて來た。此の現象の根本的原因が、前述の如き工場制經營形態の發達にあることはいふまでもないが、これに對する助縁的契機として、吾々は次の三つの事情を指摘しなければならぬ。第一には、營利的に家屋の建築を營む者が支拂能力乏しき階層たる労働者の爲の住居家屋の増設を廻避して寧ろ一層收益率の高き種類の建築事業に偏する傾向が顯著に存し、剩へ從來から都會地にあつた零碎所得者階層の爲の住居が取拂はれて工場、停車場、倉庫、學校、企業事務所、劇場等々各種の大規模建築物が其の跡の敷地を奪つたといふことである。第二には、工場労働者側に於いて彼等が轉々勤務先を變じ従つて又其の居住の場所を頻繁に移轉せしめて定住性が稀薄であるといふことである。第三には、工場労働者は其の勤務時間の關係、能率の關係、交通費の關係等から、大體勤務先工場になるべく近接した地帯に居住する必要があるといふことである。

十九世紀以來労働者住居難の問題がかやうにして舊都會地内に起つて來たが、同様の問題は年代の経過に伴つて舊都會地の郊外地域、地方の小都邑、田舎地帯にも起らなければならなかつた。蓋し新時代を特色づける一契機として工業生産に於ける經營立地分散の現象又は經營立地の地方進出化の現象 (Decentralization of Industry, Migration of Industries, Die Faktorsiedlungen) が顯著になつて來たからである。かやうに新規地域に向つて新に經營立地の選擇が行はれるに至ることについては、例へば爆發性生産物に對する特別取締等の如き或は又都市計劃法の規定の如き強制的契機が根本になつて作用する場合もあるにはあるが、大多數の場合に於いては原料生産

工場内住居施設に就いて

地所在關係、土地價格關係、租稅負擔關係、勞働團體の影響、勞働者健康關係等の諸事情に關聯して經營經濟的立場から行ふ考慮乃至は事前計測 (Kalkulation) が、決定的動因となつて作用するのである。<sup>1)</sup> かゝる事情に支配されて一旦新規地域に大工場が建設されるならば、從來工業勞働者居住密度も極めて低く又従つて彼等の階層に對する適當な住居家屋も甚だ乏しき地點に向つて、人爲を以て、急激に大量の勞働者を集中せしめなければならぬといふ必要が起る。舊都會地内部に於いてと同じ性質の住居難問題がここにも亦現はれて來る譯である。

かやうにして十九世紀に入りて以後なほ今日迄も繼續して經營關係上、新な變化が生ずると共に、工業經營の主體即ち工場主は自己の工業生産的事業を實施するに當つて、先づ何よりも先に前提的に解決しなければならぬところの一つの特別に重要な問題に直面しなければならなかつた。それは本來の生産に對して工場的作業場を建設すると同時に、其の作業場に近接して從業勞働者を居住せしめる爲に自ら特別に何等かの住居設備を持つといふことである。從業勞働者が『暑熱や、雪や、雨を冒して何哩もの遠い距離を朝毎にトボく〜と歩行で通勤し、宵には又同様にして其の家迄遙々歩き歸らねばならぬ<sup>2)</sup>』やうな住居状態に彼等を放置しておくのでは單に勞働者の身體を無用に疲勞せしめて勞働能率を低下せしめるのみでなく、抑も必要な分量の勞働を調達することも出来なければ、又規律的な就業状態を維持することも不可能になる。現今の如くに交通機關の發達した事情の下でも遠距離通勤制には右の場合と同じ種類の缺點が伴ふ。右に所謂經營運轉の前提たる、必要勞働量の調達といふことには、具體的に見て四つの方面の契機がそこに包含されてゐる。最も重要な第一の方面は一般に必要な數の勞働者を雇入るといふことである。第二の方面では職工長、特殊技術者、不定時勤務者等の如き特別な性質の從

1) U. S. Bureau of Labor Statistics, *Ibid.*, p. 19 ff., Watkins, G. S., *Labor Management*, 1928, p. 561.  
2) Engels, F., *Ibid.*, p. 60.

業労働者等の就業を確保しなければならぬ。第三の方面に於いてはなるべく良質の労働者を多数に獲得する必要がある。第四の方面としてはなるべく従業労働者の異動率を低下し以て其の就業状態を安定せしめなければならぬ。これらの諸要件が充たされない場合、たとへ生産上の作業設備は如何やうに完成しても、それだけでは工場制的經營の運轉を開始することは出来ない。

そこで、或は舊都會地内に或は新規工業地帯に工場制經營が發達して、それを中心にして一時に大量の労働者が集中せしめられる時に、必然的に所謂労働者住居難の問題が發生して來る譯である。工場主は自らの責任を以て何等かの形態にて其の従業労働者の住居の爲にする施設を持たなければならなくなつた。それは正に經營開始に對する基本的必要條件であるからである。<sup>3)</sup>尤も工場主以外の他の經濟主體が工場従業者の爲に便利な、工場と近接せる地帯に於いて營利の目的にて住居施設を設置するに至るのを期待するといふのも又一つの方法である。しかし素々零碎の所得階層である工場労働者を對象にする場合、營利的住居施設を行つて普通の收益率を豫期するのは困難である。<sup>4)</sup>なほ其の他に家賃經濟的事情もあり、更に又各種の労働管理關係的事情もあつて、工場主が其の従業労働者の住居に對する準備をば全く外部の營利的事業に委ねさるといふことの出來難い場合が多かつた。

工業生産上にて工場制經營形態が發達するに伴ひそれを繞つて起つて來た特殊の労働者住居難といふ問題は、舊時代の工業生産關係に於いて殆んど全く知られなかつた性質のものである。職人的工業經營にあつては、徒弟も職人も親方の住家に同居してゐて、居住の場所と仕事の場所とは同一で未だ分離してゐなかつた。又家内労働者は各自の住家で仕事に従つてゐた。<sup>5)</sup>當時マヌファクチュアの經營形態は存してゐたが、一工業地帯に於けるそ

3) Schriften des Vereins für Socialpolitik, a. a. O. S. 33.

4) Cf. U. S. Bureau of Labor Statistics, Ibid., p. 20.

5) Sinzheimer, L., a. a. O. S. 12.

れの意義が未ださほどに重大化してゐない際には、從來の住居を離れて廣い範圍の遠方から作業場を中心に集つて來る勞働者を俟つといふ必要は少かつた。夫々の地方的範圍内に本來居住してゐる人口中に必要勞働量を求めることが困難でなかつたのである。又勞働手段として大規模の機械化設備が使用されてゐない經營形態にあつては、就業の規律性といふことも工場制經營形態の場合に於ける程緊切の問題にはならない。畢竟、經營主體が自らの手によつて其の從業勞働者の居住の場所につき何等かの特別施設を持つことが經營運轉の前提的條件になるといふことは、工場制經營形態時代の特殊的事情だといへる。

## 七 工場内住居施設に於ける目的

工場主が社宅、寄宿舎、その他各種の工場内住居施設を持つに至る目的は何であらうか。蓋し、今日工場内住居施設は孰れの國もこれを法制的強制によつて設置せしめてゐるところはなく、それは専ら工場主の自由に任されてゐる問題である。であるから、其の設備内容に對して若干の取締強制はあるにしても、現實上の工場内住居施設が持てる具體的構造形狀は、それに對する設置主體の目的とするところによつて主要な點を規定されてゐるのである。

一般に客觀的に見て住居の状態が工場勞働者の健康、道德及び家計經濟を強く制約する力を持つてゐることは既に先に述べたところを以て明かである。從業勞働者の住居状態が彼等の生活の多方面に影響を與へ、従つて又其の從業勞働者が企業の目的に適する勞働者となり且つ善き國民、善き社會人となるや否やが住居の状態に依存するところ大なるの關係は、又漸次に箇々の工場に於いて經營主腦者の明瞭な認識を得て來つゝあるといへ

1) 例へば我國に於ける工場附屬寄宿舎規則(昭和二年內務省令26,改正昭和四年)、

る。殊に健康と住居の状態との間の密接な關係は殆んど總ての進歩的經營主腦者が今日或る程度にこれを認めてゐて、從業勞働者の健康維持はただ作業場の保健設備を完整したのみでは到底充分に其の目的を達し難いといふことを廣く人が理解して來た。<sup>2)</sup>それで近年では一般にいつて現實に或る工場内住居施設が設置される場合にはかかる施設を自ら持つことによつて健康、道徳、經濟の各方面から一層其の從業勞働者の生活を助成促進せんとする工場主の意圖が何等かの程度でそこにはたらいて來てゐることを認めることが出来る。尤もこのことは嚴格には特に最近の現象だとは見難いが、とにかく近年になつて其の傾向が益々顯著であることは確である。無論此の場合に更に一層深いところで特に經營經濟的志向が、それから又時に人道主義的志向や國民道徳的志向やなどが基調になつてそこにはたらいてゐるのである。ところで、以上の如くに健康、道徳、經濟等の諸方面から從業勞働者の生活を促進助成せんとする工場主の積極的意圖が工場内住居施設の設置に於いて作用してゐる事實を或る程度に認めることが出来るとして、抑々かゝる意圖自體が現實に此の種工場内施設に於ける本質的目的を成してゐるといへるであらうか。

今廣く工場内住居施設の實際的諸關係を観察すれば、そこに著眼される種々の事情が右の設問に其の儘肯定的な答を與へることを躊躇させるものがあり、それに疑問を懷くのを禁じ難くなる。確に工場内住居施設の中には、そこに居住する從業勞働者をして、彼等が單なる私的住家に放置されてゐる場合よりも、保健衛生的見地から一層合理的な居住状態にて生活することを得せしめてゐるものも少くはない。<sup>3)</sup>これは殊に歐米に於ける今日の工場内住居について妥當することである。又我國でも大規模工場就中纖維工業工場の寄宿舎施設に於いては、衛

- 2) Gilson, M. B., The Relation of Home Condition to Industrial Efficiency, (The Annals of The American Academy of Political and Social Science, Whole No. 154, May, 1916, p. 277 ff).
- 3) G. d. S. IX. Abt. II. Teil, 1927, S. 192.



生的觀點から種々の注意がなされており其の止宿者は一般に單なる營業的下宿に在るよりも衛生的に或る程度一層恵まれた環境におかれてゐるといへるのである。しかし、かゝる状態も内外に於いて當初からさうあつたのではない。又今日でも我國の従業労働者社宅施設の大方のものを見るならば其の屋内構造並に又空地面積等の點から判斷して果してそこに衛生的關係からの積極的考慮が費されてゐるかを疑はしめる有様である。即ち工場内住居施設が従業労働者の健康保護を以て本質的目的としてゐるとは認め難い點ありとせねばならぬ。又工場内住居施設の多くのものは従業労働者をそこに無料乃至普通の市場價格よりも遙に低廉なる賃料金にて收容してゐる。

このことは工場主が従業労働者の生計費構造中にて住居費の占める意義大なる點に著眼し、此の方面から彼等の生活費負擔を軽減して其の生活上の福利厚生に資益せんとする意圖を以て本質的目的として工場内住居施設を持つてゐるのだと認めさせる根據になるものであらうか。一般に住居費の低下従つて生活費の低下即ち勞力生産費の低下が起れば必然的に賃銀の低下を招くといふことが廣く經濟學者の認めるところになつてゐる。<sup>4)</sup>しかし工場主達はその住居費の低下が箇々の場合であつても鋭敏に意識的に右の法則の内容の實際的適用を忘れてゐないやうに見える。實際どの産業部門に限る特殊の現象といふ譯でなく、一般に賃銀の切下で住居施設費の回收が行はれてゐる。<sup>5)</sup>たとへば寄宿舎施設について見て、それが最も普及し發達してゐる我國の紡織工業で恰も賃銀水準が最低位にあるといふ事實、<sup>6)</sup>これは他にもそれに對する種々の根據がない譯ではないがしかしこのことを取つて見て、工場主達が其の従業労働者達への住居費軽減を賃銀の切下で回復してゐる一例であるといへないことはないのである。従業労働者の生活經濟力の積極的強化といふこと自體が工場内住居施設の本質的目的かどうか、そ

4) Cf. Engels, F. Ibid., p. 51.

5) Wöschler, F. O., a. a. O. S. 58.

6) 内閣統計局、昭和五年勞働統計實地調査報告、第一卷昭和9年、23頁以下参照、

れについて疑を持つ理由がそこにあるといはねばならぬ。最後に工場内住居施設と従業労働者道徳性保護の問題について考へて見やう。今日内外諸國に於いて工場内住居施設が従業労働者の道徳性保護につきこれを私的住居に放任してゐるに勝る効果をおさめつゝある事實は、一般の認識するところになつてゐる。しかし、ここに考ふべき事がある。それは孰れの國でも一般に各種工場内住居施設の普及發達してゐる状態が、産業部門別的に見て大なる偏差を示してゐるといふことである。工場内住居施設が或る程度に従業労働者の道徳性の保護を考慮してゐる事實を認めるとして、しかもそれが此の場合に本質的であると認めると躊躇するのは、たとへば社宅等の普及状態の偏差をば、此の道徳性の問題を最も強く重視する傾向の工場主が特に或る種の部門に凝集してゐるとか、又は恰も其の種部門の従業労働者のみについて特に強くその道徳性を保護する必要が存してゐる、などの根據によつては、充分に説明することが出来ないと思ふからである。

私は、工場内住居施設の本質的目的は必要なる量の勞力を廣い範圍から調達準備すること、長時間勞働可能の前提を造ること、就業の規律性を維持すること、等に存してゐると思ふのである。單に雨露を凌ぐに足るといふべきが程の工場内住居施設が今日もなほ甚だ少くないといふ現象は右の點から説明し得られるのでなからうか。畢竟、工場内住居施設が健康、道徳、經濟の方面から従業労働者の厚生福利に對して或る程度積極的に資益するところがあるとしても、總ては前述の本質的目的に附隨しており、其の本質的なる目的の達成を助成する限りに於いてのみそれらが考慮されてゐるにすぎない。これが一般の實狀に於ける真相であると思ふ。

7) Wöschler, F. O., a. a. O. S. 55.  
社會局勞働部、工場鑛山の福利施設第二、昭和9年、96頁以下、  
社會局勞働部、昭和九年工場監督官年報、37頁以下、